

令和 4 年 2 月 1 日
保育部保育認定・調整課

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

児童福祉法の規定により、児童福祉施設の設備及び運営の基準については、厚生労働省令に定める基準により条例で定めることとされている。

今般、民法の一部を改正する法律による児童福祉法の改正に伴う「民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」が公布された。

また、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の施行に伴う「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」により、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)」が改正されたため、「世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の一部を改正する条例案を、令和 4 年第 1 回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

別紙 1 のとおり。

3 改正案

別紙 2 新旧対照表(案) のとおり。

4 施行予定日

令和 4 年 4 月 1 日

5 今後のスケジュール(予定)

令和 4 年 2 月 令和 4 年第 1 回区議会定例会(改正条例案の提案)

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）
主な改正内容

1 懲戒に係る権限の濫用禁止（第 1 1 条）

（1）改正の背景について

児童福祉法第 4 条において、児童を満 1 8 歳に満たない者と定義しているため、児童養護施設等での児童の養育は 1 8 歳までが基本であるが、同法第 3 1 条において、必要があれば措置を 2 0 歳まで延長することができることとされている。また、児童福祉施設の長は、同法第 4 7 条に基づき入所中の児童及び児童以外の満 2 0 歳に満たない者で、親権を行う者がいない、または未成年後見人のないものに対して、親権を行う者、または未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う等とされている。

今般、成年年齢が 2 0 歳から 1 8 歳に引き下げられることに伴い、世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 1 1 条において「児童等」を「児童」に改める。

（2）改正後の対応について

本条例の改正により、施設長による児童以外の満 2 0 歳に満たない者（1 8、1 9 歳）への懲戒権は消滅するが、措置延長制度に変更はないため、他の利用者と同様にこれまでと変わらず引き続き 2 0 歳まで施設を利用することができる。親権の対象外となるが、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう指導されているか、関係機関（福祉事務所、児童相談所、自立援助ホーム等）との連携により継続的な支援が行われているか等、児童以外の満 2 0 歳に満たない者への養護または支援が適切に行われるよう、引き続き適正に指導監督を行う。

（3）懲戒権の濫用禁止を規定するその他の条例について

その他の条例が対象としている児童福祉施設の利用者は、1 8 歳未満が対象であるため、本条例以外に改正はない。

2 その他規定の整備

社会福祉士及び介護福祉士法の附則の条の繰り下げに対応するため、同条を引用する部分について規定の整備を図る。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童</u>に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し<u>当該児童</u>の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛又は精神的苦痛を与えてはならない。</p>	<p>○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。）</u>に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し<u>当該児童等</u>の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛又は精神的苦痛を与えてはならない。</p>
<p>第12条～第73条 (略) (職員)</p> <p>第74条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）は、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。第8項において同じ。）（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） (8) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けること</p>	<p>第12条～第73条 (略) (職員)</p> <p>第74条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）は、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。第8項において同じ。）（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） (8) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けること</p>

改正後	改正前
<p>が不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) その施設が児童40人以下を通所させる施設である場合 前項第4号の栄養士</p> <p>(2) その施設が調理業務の全部を委託する施設である場合 前項第5号の調理員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する場合 前項第8号の看護職員</p> <p>ア 医療機関等との連携により、その看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>イ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰（かくたん）吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰（かくたん）吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰（かくたん）吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰（かくたん）吸引等業務をいう。）を行う場合</p> <p>ウ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合</p>	<p>が不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) その施設が児童40人以下を通所させる施設である場合 前項第4号の栄養士</p> <p>(2) その施設が調理業務の全部を委託する施設である場合 前項第5号の調理員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する場合 前項第8号の看護職員</p> <p>ア 医療機関等との連携により、その看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>イ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰（かくたん）吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰（かくたん）吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰（かくたん）吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰（かくたん）吸引等業務をいう。）を行う場合</p> <p>ウ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合</p>
<p>3 主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する</p>	<p>3 主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する</p>

改正後	改正前
<p>者でなければならない。</p> <p>4 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。この場合において、第2項の規定は、主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターにおける職員の配置について準用する。</p> <p>5 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>6 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項第1号から第7号までに掲げる職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>7 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>8 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>	<p>者でなければならない。</p> <p>4 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。この場合において、第2項の規定は、主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターにおける職員の配置について準用する。</p> <p>5 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>6 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項第1号から第7号までに掲げる職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>7 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>8 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。</p>
第75条～第101条 (略)	第75条～第101条 (略)